

お客様各位

## 【お知らせ】

### 消費税率引き上げに伴う手数料改定について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、長崎県住宅・建築総合センターをご愛顧いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月 1 日から実施される消費税率 8%への引き上げに伴いまして、下記業務に係る手数料を現行より改定させていただきたく、ご案内申し上げます。

お客様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ・ [適合証明（フラット 35）業務手数料](#)
- ・ [住宅性能評価料金](#)
- ・ [長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金](#)
- ・ [低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金](#)

以上

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター